

【記載例3 重要な用務の必要性を理由に辞退を申し立てる場合】

(以下の記載例3の記載は、あくまで一例であり、
回答者の事実と異なる場合は、事実の通りに修正する必要があります。
事実と異なる記載は、絶対になされないよう、お願い申し上げます)

裁判員候補辞退申立書及び呼出取消を求める上申書

令和2年 5月21日 (書類を作った日を記載してください)

住所 〒612-8411
京都市伏見区竹田久保町21-7
ビル・マルジョウ3階
裁判員候補者 荻原卓司 印 (認印で構いません)

TEL 075-646-1800



(電話番号は、必ずしも記載する必要はありませんが、書いておいた方が、裁判所からの問い合わせに対し直接自己の意見を強く主張できるので、好ましいと思います。)

京都地方裁判所 裁判員選任係 御中

(呼出状の送り先の裁判所と係を記入してください)

第1 申立及び上申の趣旨

- 1 私は、裁判員法第16条の規定に基づき、裁判員を辞退したく申し立てます。
- 2 私は、裁判員法第27条5項の規定に基づき、呼出を取り消していただきたく、上申します。

第2 申立及び上申の理由の概略

1 私は、今般、貴所から、「裁判員候補者に選任したため、5月30日に御
庁に出頭すべき」との呼出状を受領いたしました。

(呼出状に記載された日付を記載してください)

2 しかし、私は、裁判員法第16条に定める辞退事由が存在します。

詳細は、第3「辞退事由の存在」に記載した通りです。

よって、裁判員の辞退の申立を行います。

3 また、同法27条5項、同1項によりますと、裁判員法16条各号所定の事
由があり、裁判員の辞退が認められる場合は、呼出自体を取り消さなければな
らないことになっています。

ですので、上記条項の規定に従い、私への呼出を取り消し、その旨、私に通
知して頂きたく、本書において上申いたします。

第3 辞退事由の存在

■ 私は、以下に定める事由があり、裁判員の職務を行うこと、及び、裁判員
候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難です。

□ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難です。

(以下、該当する項目のいずれか、あるいは両方にチェックしてください)

□ 重い疾病とは、具体的には、私は精神的に非常に脆いため、重大な犯
罪に関する記録を見たり、証言を聞いたり、被害に遭った被害者のこと
を考えたりすると、それだけで、精神的に辛く、耐えられなくなり、日
常生活に支障を来たすことを指します。

このような私の精神的な疾病は、裁判員法16条8号イに定める、裁判
所に出頭して裁判員の職務を行うことができないほどの「重い疾病」に
該当すると思います。

□ 以下の通り、現在、私は、具体的な病気にかかっています。

ですので、裁判員の職務を行うことは到底できません。

(この書類と共に、以下の別紙Bを記入して、郵送します)

(別紙Aへの記入と返送は不要です)

別紙B 重大な用務の存在

■ 私は、現在、以下の職業に従事し、以下の職務を担当しております。

■ 会社員（勤務先：京都有料自動車販売株式会社）

□ 自営業（内容：）

□ その他（具体的内容：）

そして、

■ 私が行っている職務は、以下の通りの内容ですので、職務従事予定期間中に、代わりに行う者を見つけることができません。

（職務の具体的内容）

自動車のセールスマンとして、得意先を回り、また店舗で接客し、電話で勧誘し、できるだけ多くの販売台数を獲得します。

かといって、私が職務従事予定期間中に休業することになると、

■ 予定変更によって、職務関係者の信頼を失くし、事業に大きな損害を与えます。

□ 私の自営収入が著しく低下します。

□ その他、以下の通り、事業に大きな損害が生じます。

ですので、私は、裁判員の職務従事予定機関においては、従事する事業における重要な用務が存在し、かつ、私がこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるといえます。

■ そもそも、呼出状に記載された職務従事予定期間においては、以下の通り、既に具体的な仕事の予定が入っています。

記

（日時）：5月31日（具体的な職務の予定）：販売担当者研修

(日時) : (具体的な職務の予定) :

(日時) : (具体的な職務の予定) :

そして、この仕事を、他の者に頼んで、代わって行ってもらうことは、
(**■**仕事の性質上 時間の関係上 金銭的負担が大きい**ため** **■**勤務先の労働契約上)、不可能です。

かといって、私が上記期間の上記の具体的な職務を断ってしまうと

- 予定の変更によって、職務関係者の信頼を失くし、事業に大きな損害を与えます。
- 私の自営収入が著しく低下します。
- その他、以下の通り、事業に大きな損害が生じます。

年に1回受講が義務付けられている研修に参加しなければ、会社に対する義務違反となり、場合によっては事実上退職を余儀なくされてしまいます。

ですので、私は、裁判員の職務従事予定機関においては、従事する事業における重要な用務が存在し、かつ、私がこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるといえます。

- 私は、現在自分が従事する仕事に、自分の人生を賭するほどの誇りと責任を持っており、また、私でなければ出せないであろう成果を、現実的に上げていると、自負しております。

にもかかわらず、このような私の仕事を、裁判員就任中の数日間もの間、たとえ同じ職場の者であったとしても、他人に任せると、私が行うほどの成果を出せるはずがありません。

そればかりか、裁判員就任前の引継ぎの作業、及び、裁判員の任務終了後の引継ぎの作業に相当の労力と時間を要してしまいます。

上記のような二つの要素が存在するため、私が裁判員に就任した場合に、事業に大きな有形無形の損失（逸失利益など）が生じると考えます。

ですので、私は、今、私自身が行っている仕事は、その従事する事業における重要な用務であって、自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあると考えます。

■ 私の勤務先では、法律上はともかく、現実的に、平日の連続した2日以上以上の日程の有給休暇を取得することはできません。

なぜなら、■ 多忙で、他の従業員に迷惑がかけられないからです。

■ 勤務先に居辛くなるからです。

■ 雇用人数が少なく、平日に生じる私の仕事を代わりに行う者が確保できないからです。

■ その他

平日に2日以上も休んでしまうと、私が売上のノルマを達成することができなくなり、減給や、退職に追い込まれる危険があるからです。

ですので、私は、その従事する事業における重要な用務であって、自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあります。